

藤沢市太陽の家(心身障がい者福祉センター)体育館使用料について

体育室及び会議室の使用料

使用区分			午前	午後	夜間
			午前9時から 正午まで	午後1時から午 後4時30分まで	午後5時から午 後8時30分まで
体育室	スポーツのために 使用する場合	全面使用	1,370円	2,000円	3,040円
		半面使用	690円	1,000円	1,520円
	スポーツ以外のため に使用する場合	全面使用	2,760円	3,300円	3,500円
		半面使用	1,380円	1,650円	1,750円
会議室			240円	300円	500円

※午前、午後及び夜間の区分の時間には、準備又は後片付けのための時間も含まれます。

体育器具使用料

使用区分			午前	午後	夜間
			午前9時から 正午まで	午後1時から午 後4時30分まで	午後5時から午 後8時30分まで
バスケットゴール			100円	150円	150円
バレーネット			100円	150円	150円
卓球台	体育室の全面を使用する場合		500円	1,000円	1,000円
	体育室の半面を使用する場合		250円	500円	500円
バドミントンネット	体育室の全面を使用する場合		100円	100円	100円
	体育室の半面を使用する場合		50円	50円	50円

暖房設備使用料

使用区分			午前	午後	夜間
			午前9時から 正午まで	午後1時から午 後4時30分まで	午後5時から午 後8時30分まで
体育室の全面を使用する場合			4,080円	4,800円	4,800円
体育室の半面を使用する場合			2,040円	2,400円	2,400円